

町田市教育委員会第4回定例会

日 時 2018年7月6日(金) 午前10時

場 所 第3、4、5会議室

議 題

1. 月間活動報告

2. 議案審議事項

請 願 第1号 2019年度の中学校道徳教科書採択に関する請願

3. 協議事項

- (1) 町田市生涯学習審議会への諮問について
- (2) 町田市民文学館運営協議会への諮問について

4. 報告事項

- (1) 町田市就学奨励費支給要綱の一部改正について 《学務課》
- (2) 町田市教育委員会いじめ問題対策委員会の調査報告書について 《指導課》
- (3) 町田市文化財総合活用プランの進捗確認について 《生涯学習総務課》
- (4) 自由権資料館 2018年度第1回特別展 明治150年・「五日市憲法草案」発見
50年記念 「「五日市憲法草案」と多摩の自由民権」展の開催について
《生涯学習総務課》
- (5) 「平和祈念事業」の開催について 《生涯学習センター》
- (6) 「童謡誕生100年 童謡とわらべ唄ー北原白秋から藪田義雄へ」展の実施報告
について 《図書館》
- (7) 学校施設のブロック塀・万年塀の緊急点検の結果について 《施設課》

主 な 活 動 状 況

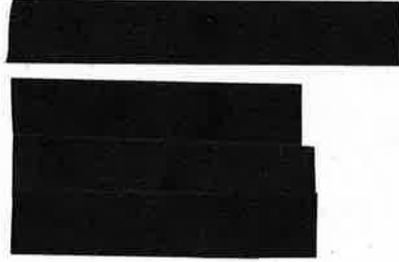
2018.6.1～2018.7.5

期日			活動内容	坂 本 教 育 長	佐 藤 委 員	森 山 委 員	八 並 委 員	坂 上 委 員	
月	日	曜							
6	1	金	教育委員会第3回定例会	○	○	○	○	○	
	2	土	小・中学校運動会、体育祭				○	○	
	3	日	障がい者青年学級開級式(ひかり学級)(ひかり療育園)				○		
	4	月	第8回全日本極真空手道「型」選手権大会 入賞報告 第9回東日本極真空手道選手権大会 入賞報告	○					
	7	木	市議会本会議(提案理由説明)	○					
	9	土	障がい者青年学級開級式(土曜学級)(生涯学習センター)		○				
			道徳授業地区公開講座(山崎小学校)				○		
			中学校体育祭					○	
	10	日	障がい者青年学級開級式(公民館学級)(生涯学習センター)					○	
	12	火	市議会本会議(一般質問)6/12～15、6/18	○					
	18	月	東京都立町田高等学校 学校運営連絡協議会				○		
	19	火	市議会本会議(質疑)	○					
	20	水	指導主事訪問(忠生小学校)				○	○	
	21	木	定例校長会	○					
	22	金	町田市立中学校PTA連合会新役員挨拶	○					
	25	月	教育委員会第1回協議会	○		○	○	○	
			教育委員会第2回協議会	○	○	○	○	○	
	27	水	指導主事訪問(小山ヶ丘小学校)			○		○	
			東京学芸大学 教授面会	○					
28	木	函師小学校開校10周年式典(函師小学校)	○	○	○	○	○		
29	金	市議会本会議(表決)	○						
7	2	月	市教委訪問(つくし野中学校)	○					
	4	水	指導主事訪問(南大谷中学校)		○		○		
	5	木	校長役員連絡会	○					

2018年6月19日

2019年度の中学校道徳教科書採択に関する請願

町田市教育委員会教育長様



(請願の要旨)

1 採択の公開性を保障すること。そのために、

- ①教育委員会の傍聴者数を制限しない。
- ②教育委員の発言は、出版社名を挙げて述べる。
- ③教員、市民の意見を丁寧に報告する。集約した意見は希望者が閲覧できるようにする。
- ④採択は、各委員の投票内容が分かるように行う。

2 採択については教員、市民の意見を広く聞くこと。そのために、

- ①教員の閲覧日数を充分保障する。
- ②教員の意見の記述について無用な制約を設けず自由な形式とする。
- ③教員の意見について再提出を求めることはしない。
- ④市民の閲覧を保障するため、土、日、夜間の閲覧を可能にする。
- ⑤教員、市民の意見を全選定委員、教育委員に配布する。

3 多様性を尊重すること。そのために、

- ①人権、国際理解、世界の平和について考えさせる内容が含まれていること。
- ②憲法の本質である個人の尊厳を基調とした内容であること。5社が項目ごとの自己採

点表を載せているが数値化の扱いは慎重に対処すること。

(請願理由)

道徳の教科化に対して日本弁護士連合会は、2015年3月5日意見書を発表し「国家が肯定する特定の価値を児童生徒に強制する結果になる危険性があり、ひいては、憲法、子どもの権利条約が保障する個人の尊厳、思想・良心の自由、意見表明権等を侵害するおそれがある」と指摘しました。教育の営みは、本質的に、子どもにより、時により、場面により多様に変化するので、その有り様によっては、この指摘が当てはまる可能性が常に存在します。従って教科の中では「道徳」科は最も慎重に扱わなければなりません。

その際に留意すべき観点が3つあります。透明性、専門性、多様性です。

透明性は公開性とも言え、教科書作成、検定、採択、授業、評価(基準や方法)が全て公開されるべきです。市民の意見が公開されることも大切です。

専門性は、教育関係者、特に授業を実施する教員の専門性が最大限尊重されねばなりません。採択に当たっては、教員の判断が反映されるべきです。又、授業では、教科書で教員の専門性を縛ってはなりません。

多様性は、柔軟性とも言え、個人の尊厳を基調とする憲法からすれば、心の押し付けなどは最も避けなければなりません。子ども一人一人の考え方、感じ方を尊重する「道徳」教育が前提となります。

町田市生涯学習審議会への諮問について

1 諮問事項

今後の町田市民文学館のあり方について

2 諮問内容

町田市では、町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」の実行計画で、行政経営上の課題を解決するための取組を定めた「行政経営改革プラン」並びに今後の公共施設の管理に関する方針となる「町田市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設におけるサービスのあり方の見直しに向けた検討を進めています。

町田市教育委員会では、所管する公共施設についてのあり方の検討を行うとともに、施設の管理運営や実施事業をより効率的に行うための見直しに向けた検討を重ねてきました。そのうち町田市民文学館については、2018年3月に第3期生涯学習審議会からの「今後の生涯学習施策の進め方について(答申)」の内容を踏まえ、「町田市民文学館のあり方見直し原案」を作成しました。今後は、この見直し原案をもとに様々な方のご意見を伺いながら、見直し方針を作成していきたいと考えています。

つきましては、町田市生涯学習審議会条例第2条第1号の規定に基づき、町田市生涯学習審議会に以下のとおり諮問いたしたい。

諮問事項 今後の町田市民文学館のあり方について

1. 町田市民文学館の存在意義について
2. 町田市民文学館の存廃について
3. 適正な管理運営手法について

3 その他

本件につきましては、2018年7月に開催する町田市生涯学習審議会において諮問する予定です。

町田市民文学館運営協議会への諮問について

1 諮問事項

町田市民文学館の施設運営の点検・評価について

2 諮問内容

町田市民文学館は、2017年3月に第3期町田市民文学館運営協議会からいただいた答申を踏まえ、幅広い市民の興味や関心に応えられる事業実施に努めているところです。

しかしながら、町田市民文学館が、これまで以上に市民に必要と感じていただけの魅力ある施設運営を実施していくためには、行政内部の見直しのみならず、外部の専門的かつ客観的な視点から、施設運営の点検及び評価を継続的に行っていただきながら、改善を進めていく必要があると考えています。

つきましては、町田市民文学館条例第20条及び町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則第26条（別表第2）の規定に基づき、以下のとおり町田市民文学館運営協議会に諮問いたしたい。

諮問事項 町田市民文学館の施設運営の点検・評価について

- 1 実施事業の点検・評価について
- 2 施設管理に関する点検・評価について

3 その他

本件につきましては、2018年7月に開催される町田市民文学館運営協議会において諮問する予定です。

町田市就学奨励費支給要綱の一部改正について

1 改正理由

- (1) 平成30年度特別支援教育就学奨励費の国庫補助対象限度額の引上げ等に伴い、関係する規定を整備するため。

2 改正内容

- (1) 入学準備金の支給対象学年から小学校第6学年を削ります。(別表第3関係)
- (2) 入学準備金の支給額を、小学校第1学年にあっては40,600円に、中学校第1学年にあっては47,400円に引き上げます。(別表第3関係)

3 施行期日

2018年4月1日から適用します。

町田市就学奨励費支給要綱

第1 目的

この要綱は、特別支援学級に就学し、又は通級指導学級に通級する児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、就学奨励費（以下「奨励費」という。）を支給することにより、その経済的負担を軽減し、もって義務教育における特別支援教育の円滑な実施に資することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別支援学級 学校教育法第81条第2項に規定する特別支援学級で、市立学校（町田市立学校設置条例（昭和47年3月町田市条例第11号）第1条に規定する市立学校をいう。以下同じ。）に設置するもの
- (2) 通級指導学級 市立学校に在籍する児童及び生徒に対し、通級により特別の教育課程（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に規定する特別の教育課程をいう。）による教育を行う学級で、市立学校に設置するもの

第3 支給対象者等

奨励費の支給の対象となる者並びにその認定に係る区分（以下「認定区分」という。）及び基準は、別表第1に定めるとおりとする。

第4 支給対象費目等

奨励費の支給の対象となる費目は、別表第2の左欄に掲げるとおりとし、それぞれ同表の右欄に定める認定区分に該当する者に支給する。ただし、他の制度により同様の支給を受ける費目については、奨励費を支給しない。

第5 奨励費の支給額等

- 1 奨励費の支給の対象となる学年、支給額等は、別表第3に定めるとおりとする。

- 2 奨励費を支給する時期は、町田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

第6 奨励費の支給認定等

- 1 奨励費の支給を受けようとする者は、別に定めるところにより教育長に申請し、その認定（以下「支給認定」という。）を受けなければならない。
- 2 教育長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給認定を行うものとする。
- 3 教育長は、前項の規定により支給認定を行ったとき、又は支給認定を行わないと決定したときは、その旨を書面により、当該申請をした者に通知する。

第7 奨励費の支給方法

- 1 奨励費は、支給認定を受けた者（以下「支給認定者」という。）が指定する口座又は当該支給認定に係る児童若しくは生徒が在籍する学校の校長の口座に振り込むことにより支給する。
- 2 支給認定者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき奨励費で、まだ支給していないものがあるときは、当該奨励費を、その支給の対象となった児童又は生徒に支給することができる。

第8 奨励費の使途の確認

教育長は、支給した奨励費の使途を確認するため必要があると認めるときは、当該奨励費の支給を受けた者に対し、領収書その他の支出を証する書類の提出を求めることができる。

第9 支給認定の取消し

- 1 教育長は、支給認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その支給認定を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により奨励費の支給を受けたとき。
 - (2) 第3に規定する支給対象者の要件に該当しなくなったとき。
 - (3) 支給認定を辞退する旨の申出があったとき。

- 2 教育長は、前項の規定により支給認定を取り消したときは、その旨を書面により、当該支給認定者に通知する。

第10 奨励費の返還

- 1 教育長は、第9第1項の規定により支給認定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に奨励費を支給しているときは、書面により、その返還を請求するものとする。
- 2 前項の規定による請求を受けた者は、当該書面に記載のある期限内に、当該奨励費を教育長に返還しなければならない。

第11 様式

奨励費の支給に関し必要な様式は、教育長が別に定める。

第12 補則

この要綱に定めるもののほか、奨励費の支給に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年4月1日から適用する。

別表第1（第3関係）

支給対象者	認定区分	認定基準
特別支援学級に 就学している児 童又は生徒の保 護者	第Ⅰ段階	町田市就学援助費支給要綱（2000年4月1日施行）第2に規定する要保護者又は準要保護者に該当すること。
	第Ⅱ段階	世帯の収入額が需要額の2.5倍未満であること（第Ⅰ段階に該当する場合を除く。）。
	第Ⅲ段階	世帯の収入額が需要額の2.5倍以上であること。
市内に住所又は 居所を有し、か つ、通級指導学級 に通級している 児童又は生徒の 保護者	相談学級 通級	対象となる生徒が町田市立町田第三中学校の相談学級に通級していること。
	通級指導 学級通級	対象となる児童又は生徒が通級指導学級に通級していること（相談学級通級に該当する場合を除く。）。

備考 世帯の収入額及び需要額の算定は、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条に規定する収入額及び需要額の例による。

別表第2（第4関係）

支給対象費目	認定区分
学用品及び通学用品費	第Ⅱ段階
体育実技用具費	
入学準備金	
校外活動費	
移動教室及び修学旅行費	
通学費	第Ⅱ段階又は第Ⅲ段階
給食費	第Ⅱ段階
宿泊訓練費	第Ⅰ段階、第Ⅱ段階、第Ⅲ段階又は相談学級通級
職場実習交通費	第Ⅰ段階、第Ⅱ段階又は第Ⅲ段階
交流学习交通費	
保護者付添通学費	
脳波検査料	
通級費	相談学級通級又は通級指導学級通級（在籍している市立学校の通級指導学級に通級している場合を除く。）

別表第3（第5関係）

支給対象費目	支給対象学年	支給額	備考
学用品及び通学用品費	小学校第1学年	1月当たり955円	
	小学校第2学年から第6学年まで	1月当たり1,140円	

	中学校第1学年	1月当たり1,860円	
	中学校第2学年 及び第3学年	1月当たり2,050円	
体育実技用具費	中学校全学年	実支出額	別に定める額を限度とし、原則として生徒1人につき1回に限る。
入学準備金	小学校第1学年	<u>40,600円</u>	
	中学校第1学年	<u>47,400円</u>	
校外活動費	小学校及び中学校全学年	実支出額	1年につき3回を限度とする。
移動教室及び修学旅行費	小学校及び中学校全学年	実支出額	
通学費	小学校及び中学校全学年	実支出額	1月につき1か月の通学定期券の額を限度とする。ただし、自家用車を利用する場合は、燃料費に相当する額とする。
給食費、宿泊訓練費、職場実習交通費及び交流学习交通費	小学校及び中学校全学年	実支出額	

保護者付添通 学費	小学校及び中学 校全学年	実支出額	1月につき1か月の通 学定期券の額を限度と する。
脳波検査料	小学校及び中学 校全学年	実支出額	1年につき2回を限度 とする。
通級費	小学校及び中学 校全学年	実支出額	1月につき1か月の通 学定期券の額を限度と する。

町田市就学奨励費支給要綱

第1 目的

この要綱は、特別支援学級に就学し、又は通級指導学級に通級する児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、就学奨励費（以下「奨励費」という。）を支給することにより、その経済的負担を軽減し、もって義務教育における特別支援教育の円滑な実施に資することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別支援学級 学校教育法第81条第2項に規定する特別支援学級で、市立学校（町田市立学校設置条例（昭和47年3月町田市条例第11号）第1条に規定する市立学校をいう。以下同じ。）に設置するもの
- (2) 通級指導学級 市立学校に在籍する児童及び生徒に対し、通級により特別の教育課程（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に規定する特別の教育課程をいう。）による教育を行う学級で、市立学校に設置するもの

第3 支給対象者等

奨励費の支給の対象となる者並びにその認定に係る区分（以下「認定区分」という。）及び基準は、別表第1に定めるとおりとする。

第4 支給対象費目等

奨励費の支給の対象となる費目は、別表第2の左欄に掲げるとおりとし、それぞれ同表の右欄に定める認定区分に該当する者に支給する。ただし、他の制度により同様の支給を受ける費目については、奨励費を支給しない。

第5 奨励費の支給額等

- 1 奨励費の支給の対象となる学年、支給額等は、別表第3に定めるとおりとする。

- 2 奨励費を支給する時期は、町田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

第6 奨励費の支給認定等

- 1 奨励費の支給を受けようとする者は、別に定めるところにより教育長に申請し、その認定（以下「支給認定」という。）を受けなければならない。
- 2 教育長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給認定を行うものとする。
- 3 教育長は、前項の規定により支給認定を行ったとき、又は支給認定を行わないと決定したときは、その旨を書面により、当該申請をした者に通知する。

第7 奨励費の支給方法

- 1 奨励費は、支給認定を受けた者（以下「支給認定者」という。）が指定する口座又は当該支給認定に係る児童若しくは生徒が在籍する学校の校長の口座に振り込むことにより支給する。
- 2 支給認定者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき奨励費で、まだ支給していないものがあるときは、当該奨励費を、その支給の対象となった児童又は生徒に支給することができる。

第8 奨励費の使途の確認

教育長は、支給した奨励費の使途を確認するため必要があると認めるときは、当該奨励費の支給を受けた者に対し、領収書その他の支出を証する書類の提出を求めることができる。

第9 支給認定の取消し

- 1 教育長は、支給認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その支給認定を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により奨励費の支給を受けたとき。
 - (2) 第3に規定する支給対象者の要件に該当しなくなったとき。
 - (3) 支給認定を辞退する旨の申出があったとき。

- 2 教育長は、前項の規定により支給認定を取り消したときは、その旨を書面により、当該支給認定者に通知する。

第10 奨励費の返還

- 1 教育長は、第9第1項の規定により支給認定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に奨励費を支給しているときは、書面により、その返還を請求するものとする。
- 2 前項の規定による請求を受けた者は、当該書面に記載のある期限内に、当該奨励費を教育長に返還しなければならない。

第11 様式

奨励費の支給に関し必要な様式は、教育長が別に定める。

第12 補則

この要綱に定めるもののほか、奨励費の支給に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年10月16日から施行する。

別表第1（第3関係）

支給対象者	認定区分	認定基準
特別支援学級に 就学している児 童又は生徒の保 護者	第Ⅰ段階	町田市就学援助費支給要綱（2000年4月1日施行）第2に規定する要保護者又は準要保護者に該当すること。
	第Ⅱ段階	世帯の収入額が需要額の2.5倍未満であること（第Ⅰ段階に該当する場合を除く。）。
	第Ⅲ段階	世帯の収入額が需要額の2.5倍以上であること。
市内に住所又は 居所を有し、か つ、通級指導学級 に通級している 児童又は生徒の 保護者	相談学級 通級	対象となる生徒が町田市立町田第三中学校の相談学級に通級していること。
	通級指導 学級通級	対象となる児童又は生徒が通級指導学級に通級していること（相談学級通級に該当する場合を除く。）。

備考 世帯の収入額及び需要額の算定は、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条に規定する収入額及び需要額の例による。

別表第2（第4関係）

支給対象費目	認定区分

学用品及び通学用品費	第Ⅱ段階
体育実技用具費	
入学準備金	
校外活動費	
移動教室及び修学旅行費	
通学費	第Ⅱ段階又は第Ⅲ段階
給食費	第Ⅱ段階
宿泊訓練費	第Ⅰ段階、第Ⅱ段階、第Ⅲ段階又は相談学級通級
職場実習交通費	第Ⅰ段階、第Ⅱ段階又は第Ⅲ段階
交流学習交通費	
保護者付添通学費	
脳波検査料	
通級費	相談学級通級又は通級指導学級通級（在籍している市立学校の通級指導学級に通級している場合を除く。）

別表第3（第5関係）

支給対象費目	支給対象学年	支給額	備考
学用品及び通学用品費	小学校第1学年	1月当たり955円	
	小学校第2学年から第6学年まで	1月当たり1,140円	
	中学校第1学年	1月当たり1,860円	

		0 円	
	中学校第 2 学年 及び第 3 学年	1 月当たり 2, 0 5 0 円	
体育実技用具 費	中学校全学年	実支出額	別に定める額を限度と し、原則として生徒 1 人 につき 1 回に限る。
入学準備金	小学校第 1 学年	<u>2 0, 4 7 0 円</u>	
	<u>小学校第 6 学年</u> 又は中学校第 1 学年	<u>2 3, 5 5 0 円</u>	
校外活動費	小学校及び中学 校全学年	実支出額	1 年につき 3 回を限度 とする。
移動教室及び 修学旅行費	小学校及び中学 校全学年	実支出額	
通学費	小学校及び中学 校全学年	実支出額	1 月につき 1 か月の通 学定期券の額を限度と する。ただし、自家用車 を利用する場合は、燃料 費に相当する額とする。
給食費、宿泊 訓練費、職場 実習交通費及 び交流学习交 通費	小学校及び中学 校全学年	実支出額	

保護者付添通 学費	小学校及び中学 校全学年	実支出額	1月につき1か月の通 学定期券の額を限度と する。
脳波検査料	小学校及び中学 校全学年	実支出額	1年につき2回を限度 とする。
通級費	小学校及び中学 校全学年	実支出額	1月につき1か月の通 学定期券の額を限度と する。

報告事項－3
(生涯学習総務課)

町田市文化財総合活用プランの進捗確認について

標記の件につきまして、2018年5月25日開催の第29期町田市文化財保護審議会において、町田市文化財総合活用プランの進捗確認を行いましたので報告いたします。

報告内容につきましては別紙のとおりです。

町田市文化財総合活用プランの進捗確認について

町田市文化財総合活用プランは、次の4分類28事業で構成されます。

- ・重点整備事業：4事業
- ・重点活用事業（文化財の活用）：6事業
- ・重点活用事業（自由民権資料館の資料の活用）：6事業
- ・活用準備事業：12事業

町田市文化財総合活用プランは、重点整備事業、重点活用事業につき、その取組結果を毎年度末に文化財保護審議会へ報告し事業評価を受けます。

2018年度末に取組期間が終了するため、文化財保護審議会から受けた2013年度から2017年度までの事業評価を取りまとめ、2018年5月25日開催の第29期町田市文化財保護審議会において進捗確認を行いました。（2018年度については予定を記載しています。）なお、2018年度終了後に結果を補い、総括として示します。

(1) 高ヶ坂石器時代遺跡整備推進事業 (重点事業)

年度	事業実績	評価
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保存管理計画策定完了 ・ 保存管理計画策定検討委員会 (5回)) ・ 稲荷山遺跡再確認調査 ・ 稲荷山遺跡再確認調査現地見学会 ・ 史跡維持管理 (草刈・剪定/2回) ・ 緊急修繕 (牢場遺跡上屋・台風被害) ・ 住民要望対応 (支障樹木伐採/牢場遺跡1回、八幡平1回) 	承認
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備基本設計作成完了 ・ 整備検討委員会 (3回)) ・ 八幡平遺跡再確認調査 ・ 八幡平遺跡再確認調査現地見学会 ・ 八幡平遺跡敷石住居跡レプリカ製作 ・ 史跡維持管理 (草刈・剪定/2回) 	承認
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備実施設計作成完了 ・ 整備検討委員会 (3回) ・ 牢場遺跡再確認調査 ・ 牢場遺跡再確認調査現地見学会 ・ 稲荷山遺跡支障樹木整理 (伐採) ・ 史跡維持管理 (草刈2回・剪定1回) 	承認
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備検討委員会 (2回) ・ 牢場遺跡追加調査 ・ 牢場遺跡支障樹木整理 (伐採) ・ 稲荷山遺跡・八幡平遺跡 (一部) 整備工事 ・ 史跡維持管理 (草刈2回・剪定1回) 	承認
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備検討委員会 (2回) ・ 牢場遺跡覆屋建替え工事 ・ 牢場遺跡 (一部) 整備工事 ・ 史跡維持管理 (草刈2回・剪定1回) 	承認
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備検討委員会 ・ 牢場遺跡 (一部) 整備工事 ・ 四阿建設を含む八幡平遺跡整備工事 ・ 牢場遺跡史跡公園用地取得 ・ 史跡維持管理 (草刈2回) 	
まとめ	<p>2013年に保存管理計画策定委員会を5回、2014～2017年に整備検討委員会を10回開催した。2013年に保存管理計画を策定し、整備基本設計、実施設計などを行い、2016年から整備工事に着手した。現在、稲荷山遺跡</p>	

	の整備工事と牢場遺跡の覆屋建替えが完了し一般公開している。2018年度は引き続き牢場、八幡平遺跡の整備工事を行い、牢場遺跡内の民有地を史跡公園用地として取得する予定である。	
--	--	--

(2) 旧荻野家住宅保存修理事業 (政策的事業)

年度	事業実績	評価
2013	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断、補強計画策定（地盤調査含む） 調査工事（支障樹木伐採） 緊急対応（蜂の巣駆除） <p>【委員からの意見】 工事完了後の活用予定についても検討を要する。</p>	承認
2014	<ul style="list-style-type: none"> 実施設計完了 保存修理工事着手 修理工程公開 保存修理工事見学会 修理状況の公開（町田市公式ホームページ） 	承認
2015	<ul style="list-style-type: none"> 修理工程公開 古民家見学会 （工事現場見学及び自由民権資料館にて講座開催。計4回） 修理状況の公開（町田市公式ホームページ） 保存修理工事完了、一般公開再開 保存修理工事完了記念行事 旧荻野家住宅特別公開（解説付きで室内見学） ※薬師池公園かいぼり完成イベントの一環として実施 	承認
2016	<ul style="list-style-type: none"> 保存修理工事完了記念行事の他、旧荻野家住宅を活用した企画を実施 新緑のお茶会 ※町田茶道会、産業観光課、生涯学習総務課共催 春の子ども俳句教室 ※市民文学館主催 縁側を利用した紙芝居 ※公園緑地課主催 南アフリカ大使おもてなし ※スポーツ振興課主催 薬師池の歴史講座 ※自由民権資料館（薬師池公園紅葉まつり） 	承認
2017	<ul style="list-style-type: none"> 旧荻野家住宅を活用した企画実施 新緑のお茶会（502名参加） ※町田茶道会、産業観光課、生涯学習総務課共催 シティプロモーション映像撮影 ※ポスター、テレビ番組撮影等についての問い合わせが複数ありましたが、撮影についての諸条件から実施には至っていません。 	承認
2018	<ul style="list-style-type: none"> 公開活用事業を実施予定 お茶会（4/28実施） 	

	※町田茶道会、観光まちづくり課（旧産業観光課）、生涯学習総務課共催	
まとめ	2015 年度に保存修理工事が完了後、公開活用事業を推進してきた。2018 年度以降も公開活用事業を実施予定である。	

(3) 西谷戸横穴墓群復旧整備事業（政策的事業）

年度	事業実績	評価
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・保存管理計画策定着手（環境計測調査、土質調査含む） ・保存管理計画策定検討委員会（1回） ・現況測量 ・史跡維持管理（草刈／2回） <p>【委員からの意見】 復旧（部分）整備から全体整備への事業計画の変更を承認する。工事完了後の公開方法についても検討を要する。</p>	承認 (変更)
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・保存管理計画策定完了 ・保存管理計画策定検討委員会（4回） ・遺構再調査、実測（4～7号墓） ・保存処理調査 ・史跡維持管理（草刈／2回） 	承認
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・実施設計作成完了 ・整備検討委員会（3回） ・遺構再確認調査（1～3、8、9号墓） ・遺構再調査現地見学会 ・崩落防止支保工工事 ・整備工事着手（2016年3月着工予定） ・史跡維持管理（草刈2回） 	承認
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・整備検討委員会（3回） ・史跡維持管理（草刈2回） ・整備工事完了（2016年11月） 	承認
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡維持管理（草刈2回） ・環境計測（月1回程度） 	承認
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡維持管理（草刈2回） ・環境計測（月1回程度） 	
まとめ	2014 年度に完了した保存管理計画に基づき整備事業を進め、2016 年度に整備工事が完了した。2018 年度以降は史跡の維持管理と環境計測を継続し、横穴墓内部の公開を目指す。	

(4) 細野喜代四郎書斎（処静小斎）再築事業（政策的事業）

年度	事業実績	評価
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・再築場所決定（野津田公園村野邸南側） ・部材消毒処理 ・再築場所地盤調査 	承認
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の進捗はなし ・再築予定地に隣接する村野邸に白蟻と腐食による被害が発生したため、村野邸の白蟻駆除・防除、被害状況把握（現況調査）、耐震予備診断を実施した。 <p>耐震予備診断が基準を下回り、耐震基礎診断が必要となった。</p> <p>※村野邸の復旧整備の優先について・・・村野邸に隣接して細野家書斎を再築することで「母屋と離れの書斎」の対比を示し、また、野津田に自由民権運動関連施設を集中させ相乗効果を図る。以上の理由から村野邸の復旧整備と細野家書斎の再築は一体の事業として実施する。この度の村野邸の構造上の問題への対応（村野邸の復旧及び白蟻・腐食対策を講じる）は、細野家再築場所の環境整備の効果を得られる。よって村野邸の復旧整備を優先して行う。</p> <p>【委員からの意見】 再築予定地に隣接している村野邸復旧整備を優先する形での変更を承認する。シロアリ被害については、予防的な対策についても検討を要する。</p>	承認 (変更)
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震基礎診断及び耐震補強案の作成（村野邸） <p>【委員からの意見】 再築予定地に隣接する村野邸復旧整備を優先する形での変更を承認する。</p>	承認 (変更)
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・工事実施設計、着工（村野邸） 	承認
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・村野常右衛門生家復旧整備工事完了、再公開 	承認
2018	<p>村野常右衛門生家の公開活用事業を進めるとともに、村野邸内部における展示などを通じて細野家書斎を再築する意義を発信し、2019年度以降、同書斎の再築事業に着手できるよう努める。</p>	
まとめ	<p>2013年度は細野喜代四郎書斎については再築場所の選定及び地盤調査、保管部材の消毒を行った。しかし、細野家書斎と一体となって活用予定であった隣接する村野常右衛門生家の劣化及び構造的な問題が明らかになったため、村野邸の復旧整備工事を優先して行い、2017年度に完了した。2018年度以降は、村野邸の公開活用事業を進めながら、細野家書斎再築の意義を発信し、早期に再築事業に着手できるよう努める。</p>	

2-1 重点活用事業（文化財の活用）

(5) 旧永井家住宅公開・活用事業

年度	事業実績	評価
2013	<ul style="list-style-type: none"> 自由民権資料館主催「薬師池散策ツアー」（2013年度初開催） 緊急修繕（雨戸修理） 文化財防火デー消防訓練 旧永井家住宅内部の展示内容の変更を検討 旧永井家と旧荻野家の保存管理計画に基づく連携活用を検討 	承認
2014	<ul style="list-style-type: none"> 自由民権資料館主催「薬師池散策ツアー」（2014年8月開催） 忠生小学校課外授業受け入れ（2014年9月） 	承認
2015	<ul style="list-style-type: none"> 自由民権資料館主催「薬師池散策ツアー」（2015年8月開催） 忠生小学校課外授業受け入れ（2015年9月） 	承認
2016	<ul style="list-style-type: none"> 忠生小学校課外授業受け入れ（2016年12月） 	承認
2017	<ul style="list-style-type: none"> 忠生小学校課外授業は今年度実施されなかった。 	承認
2018	公開・活用事業を実施予定	
まとめ	自由民権資料館主催「薬師池散策ツアー」を3回、忠生小学校課外授業受け入れを3回実施した。2018年度以降も旧永井家の魅力を発信し、公開・活用事業を実施予定である。	

(6) 南多摩窯跡群整備事業

年度	事業実績	評価
2013	<ul style="list-style-type: none"> 現地踏査及び試掘調査を2013年度第4四半期に実施予定であったが、度重なる降雪とその残雪により実施できない状況が続いている。（2014年2月末現在） <p>【委員からの意見】 予算上の問題で事業が中断しているため、調査方法等も工夫して事業を進めるよう改善を求める。</p>	改善
2014	<ul style="list-style-type: none"> 年度末に調査を予定していたが、市内で2箇所（小山・鶴間）の大規模開発に伴う調査を優先したため、調査することができなかった。 <p>【委員からの意見】 小山・鶴間の大規模開発を優先し調査ができなかった経緯については了解するが、今後予算面でも、調査方法についても検討を要する。</p>	改善
2015	<ul style="list-style-type: none"> 市内の開発予定地等の調査を優先したため調査をすることができませんでした。 <p>【委員からの意見】 市内の開発予定地等の調査を優先したため、南多摩窯跡群の調査に至らなかった経緯について了解する。</p>	承認
2016	<ul style="list-style-type: none"> 御殿山37号窯の調査を実施した。 	承認

	・御殿山 39 号窯の調査を実施した。	
2017	・御殿山 37 号窯の調査を実施した。 ・御殿山 39 号窯の調査を実施した。	承認
2018	今後の調査範囲選定のため、現地踏査を実施予定	
まとめ	2016、2017年度に調査を行い御殿山37・39号窯の位置を確認した。2018年度は調査範囲を選定するために現地踏査を実施する予定である。	

(7) 文化財説明板整備(修繕)事業

年度	事業実績	評価
2013	・長福寺本堂格天井花丸絵画（相原町）説明板設置 ・木曾中学校遺跡（木曾町）説明板設置（台風により倒壊したため緊急対応） 【委員からの意見】 修繕の優先順位を決めるための調査を実施しており、計画的に行われている。	承認
2014	・田端環状積石遺構説明板設置（3基設置） ・なすな原遺跡説明板設置（「なすな長者」の説明板が倒壊の危険性が高いため緊急対応で2014年6月に撤去、2015年3月に住民要望に応え「なすな長者」と「なすな原遺跡」の説明板2枚を上下に並べ1基で設置。なすな原公園内）	承認
2015	・緊急を要する修繕がなかったため実施しなかった。	承認
2016	・熊野神社本殿説明板修繕（1基） ・白坂横穴墓群説明板修繕（1基）	承認
2017	・緊急を要する修繕がなかったため実施しなかった。	承認
2018	必要に応じ、設置及び修繕を実施予定	
まとめ	合計9基の説明板の設置及び修繕を実施した。2018年度以降も必要に応じ設置及び修繕を実施予定である。	

(8) 民有文化財修繕等補助事業

年度	事業実績	評価
2013	・補助金交付要綱の一部修正（延長） ・清水寺観音堂・鐘楼・水屋修繕補助事業（2014年度繰越事業）	承認
2014	・青木家屋敷復旧事業（東京都補助含む） ・清水寺観音堂・鐘楼・水屋修繕補助事業（2014年度繰越事業）	承認
2015	・箭幹八幡宮隨身門復旧事業補助	承認
2016	・箭幹八幡宮隨身門自動火災報知設備更新事業補助	承認
2017	・妙福寺高麗門部材確認調査及び防腐・防蟻処理（市補助） ・青木家屋敷復旧（都・市補助） ・福王寺旧園地（薬師池公園）復旧（都・市補助）	承認

2018	・妙福寺高麗門設計	
まとめ	7件の補助事業を実施した。2018年度以降も引き続き、補助事業を実施予定である。	

(9) 無形文化財継承支援事業

年度	事業実績	評価
2013	・補助金交付要綱の一部修正（延長） ・無形民俗文化財継承団体5団体に補助金交付	承認
2014	・補助金実績報告に対して監査実施 ・無形民俗文化財継承団体5団体に補助金交付	承認
2015	・補助金実績報告に対して監査実施 ・無形民俗文化財継承団体5団体に補助金交付	承認
2016	・無形民俗文化財継承団体5団体に補助金交付	承認
2017	・無形民俗文化財継承団体5団体に補助金交付	承認
2018	・無形民俗文化財継承団体5団体に補助金交付	
まとめ	毎年度、無形民俗文化財継承団体5団体に補助金を交付してきた。現在、指定件数に増減の予定はないため、2018年度以降も引き続き5団体に補助金を交付予定である。	

(10) ホームページ情報充実事業

年度	事業実績	評価
2013	・新規1件（文化財防火デー消防訓練） ・更新6件（考古資料室展示内容、文化財ウィーク、郷土誌フェア等） 【委員からの意見】 文化財や自由民権運動の概要がわかる情報の掲載を求める。町田市の市域だけでなく広域の情報も必要と思われる。	承認
2014	・新規3件（文化財保護審議会、文化財総合活用プラン、旧荻野家住宅） ・更新7件（考古資料室展示内容、文化財ウィーク、郷土誌フェア等）	承認
2015	・更新 26 件（旧荻野家住宅、文化財ウィーク、郷土誌フェア等）	承認
2016	・更新 27 件（忠生遺跡セレクション、文化財散策案内ページ改装等）	承認
2017	・更新22件（村野常右衛門生家及び高ヶ坂石器時代遺跡整備工事情報等）	承認
2018	・必要に応じ、随時更新を行う予定	
まとめ	新規ページを4件作成し、既存ページを88件更新した。2018年度以降も積極的にホームページを活用し、情報発信に努める。	

2-2 重点活用事業（自由民権資料館の資料の活用）

(11) 自由民権資料館展示事業

年度	事業実績	評価
2013	<ul style="list-style-type: none"> 企画展示2回（「神奈川県会と武相の民権家」「小野路村展」） ミニ企画展示2回（「市民の歴史研究事始め」「家永三郎と植木枝盛研究」） 	承認
2014	<ul style="list-style-type: none"> 企画展示2回（「風刺漫画に見る明治」「絵図でみる町田-Part3-」） ミニ企画展示2回（「町田市考古セレクション2」「万葉の丘・多摩の横山」） 	承認
2015	<ul style="list-style-type: none"> 特別展2回（「中島信行と俊子」「水をめぐる生活誌」） 企画展2回（「町田市指定有形文化財新指定記念展」「新発見史料紹介展」） （参考）ギャラリートーク 延べ59回 団体予約含む（「新指定記念展」11回「中島信行と俊子」17回「水をめぐる生活誌」20回「新発見史料紹介展」11回） 	承認
2016	<ul style="list-style-type: none"> 特別展1回（「武相民権家列伝」） 企画展2回（「五日市憲法」「市民協働展」） 常設展リニューアル （参考）ギャラリートーク 延べ37回 団体予約含む（「五日市憲法」11回「武相民権家列伝」22回「市民協働展」4回、ただし特別展のみ） 	承認
2017	<ul style="list-style-type: none"> 特別展3回（「村野常右衛門関係史料（前期・後期）」「民権家の創作と精神世界」） （参考）ギャラリートーク 延べ61回 団体予約含む（「村野常右衛門関係史料（前期）」17回、「村野常右衛門関係史料（後期）」27回、「民権家の創作と精神世界」17回） 	承認
2018	<ul style="list-style-type: none"> 特別展2回（「「五日市憲法草案」と多摩の自由民権」、「幕末・維新期の町田」） 企画展1回（「蔵出し絵草紙展」） 	
まとめ	2015年度より企画展を特別展、ミニ企画展を企画展と名称変更した。年間3～4回の特別展及び企画展を開催した。2018年においても3回実施する予定である。	

(12) 自由民権運動散策ツアー

年度	事業実績	評価
2013	<ul style="list-style-type: none"> 薬師池公園散策ツアー 小野路史跡巡り（小野路をあるく1,2、布田道を歩く 計3回） 	承認
2014	<ul style="list-style-type: none"> 薬師池公園散策ツアー まちだを歩く-忠生地区・堺地区編-（御尊櫃御成道・小山田・相原 計3回） 	承認

2015	<ul style="list-style-type: none"> ・薬師池公園散策ツアー ・水をめぐる生活誌フィールドワーク (「上総掘り」「薬師池・鶴見川」計2回) ・まちサポ歴史講座(「薬師池」「石阪昌孝」「村野常右衛門」計3回) 	承認
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・薬師池公園散策ツアー(開催せず) ・薬師池公園紅葉まつり特別講座「薬師池の歴史」1回 ・町田自由民権カレッジFW 2回 	承認
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・町田自由民権カレッジFW 2回(横浜、真光寺・広袴) ・町田の歴史を歩く2018 4回(野津田、大蔵) 	承認
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・町田自由民権カレッジFW 2回 ・特別展関連FW 2～3回 ・町田の歴史を歩く 1～2回 	
まとめ	<p>特別展の関連企画や講座「町田自由民権カレッジ」でフィールドワークを実施したほか、2016年度までは公園緑地課と共催での薬師池公園散策ツアーを、2017年からは「町田の歴史を歩く」を実施した。2018年度も継続し、市域を中心に散策ツアーを実施する予定である。</p>	

(13) 自由民権資料館講座事業

年度	事業実績	評価
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・古文書講座(通年12回) ・民権カレッジ(前期14回・後期13回) ・「神奈川県会と武相の民権家」記念講演会(2回) ・「小野路村展」記念講演会(3回) 	承認
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・古文書講座(通年12回) ・民権カレッジ(前期12回・後期16回) ・まちサポ歴史講座(「幕末・明治の町田」「絵図でみる町田」計2回) ・「風刺漫画に見る明治」記念講演会(2回) ・「絵図でみる町田-Part3-」記念講演会(1回) ・図書館共催講座「絵解き! 明治の風刺まんが」(1回) 	承認
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・古文書講座(通年12回) ・民権カレッジ(通年17回) ・古民家講座(共催・全5回) ・まちサポ歴史講座(「薬師池」「石阪昌孝」「村野常右衛門」計3回) ・特別展記念講演会(「中島信行と俊子」2回、「水をめぐる生活誌」1回) ・薬師池公園かいぼり完了記念特別講座「薬師池の歴史」1回 ・(参考)講師派遣 延べ11回(市民大学5回、ガイドボランティア1回、3水ラウンジ2回、老人ホーム主催講演会1回、忠生小学校校外授業1回、同窓会1回) 	承認
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・古文書講座(通年12回) 	承認

	<ul style="list-style-type: none"> ・町田自由民権カレッジ（前期15回・後期13回） ・まちサポ歴史講座（「町田人物伝③五十嵐梅夫・浜藻」「幕末の風聞・情報」「文明開化期の〈鶴川〉」計3回） ・特別講座（「町田の近世史」5回） ・特別展記念講演会（「武相民権家列伝」3回） ・企画展記念講演会（「五日市憲法」1回） ・シンポジウム（研究シンポ「〈激化〉から考える自由民権」、市民シンポ「私にとっての自由民権運動」計2回） ・薬師池公園紅葉まつり特別講座「薬師池の歴史」1回 ・（参考）講師派遣 延べ15回（市民大学4回、3水ラウンジ1回、老人ホーム主催講演会5回、忠生小学校校外授業1回、同窓会4回） 	
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・古文書講座（通年12回） ・町田自由民権カレッジ（27回） ・まちサポ歴史講座（「町田の“上総掘り”井戸」「大蔵書家・小山田与清」計2回） ・特別展記念講演会（「村野常右衛門関係史料（前期）」2回、「村野常右衛門関係史料（後期）」2回、「民権家の創作と精神世界」2回） ・特別展ミニレクチャー（「民権家の創作と精神世界」2回） ・特別講座「町田の近代史」6回 ・講演会（「〈デモクラシー〉の夢と挫折—自著『自由民権運動』とその展望を語る—」） ・（参考）講師派遣 延べ7回（市民大学4回、3水ラウンジ1回、老人ホーム主催講演会2回） 	承認
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・古文書講座（通年12回） ・町田自由民権カレッジ（15回） ・まちサポ歴史講座 ・特別展記念講演会 4～5回 ・特別講座「町田の近代史 Part 2」6回 	
まとめ	<p>古文書講座・町田自由民権カレッジの通年講座、特別展・企画展記念講演会のほか、2015年度より町田サポーターズ向け歴史講座を開講した。『町田市史』刊行40年を踏まえて2016年度より「町田の近世史」「町田の近代史」を開講した。これらの講座は2018年度も継続して開講する。また、開館30周年の2016年度には、シンポジウムを開催した。</p>	

(14) 歴史資料整理事業

年度	事業実績	評価
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・封入作業、入力作業（約 6000 点、約 2000 点） 〔内訳〕 小野路細野家文書（約4100点、0点）、野津田河井家文書（約500点、約 	承認

	500点) 小川細野家文書 (約650点、0点)、天野家文書 (175点、約1300点) 能ヶ谷神蔵家文書 (165点、165点)、小野路区有文書 (約400点、0点) 小野神社文書 (約100点、0点)	
2014	<ul style="list-style-type: none"> 封入作業、入力作業 (約 6255 点、約 4586 点) 〔内訳〕 小野路細野家文書 (約2250点、0点)、野津田河井家文書 (約500点、約500点) 小川細野家文書 (約220点、0点)、天野家文書 (約570点、約1800点) 常盤薄井家文書 (約600点、約600点)、小野路区有文書 (53点、663点) 小野神社文書 (232点、889点)、鶴間井上家文書 (約1200点、0点) 大蔵須崎家文書 (約450点、0点)、上小山田臼井家文書 (238点、92点) 森野村文書 (42点、42点)	承認
2015	<ul style="list-style-type: none"> 封入作業、データ入力作業 (約 7325 点、約 2369 点) 〔内訳〕 小野路細野家文書 (約2000点、0点)、野津田河井家文書 (約500点、約500点) 小川細野家文書 (約80点、0点)、天野家文書 (約400点、約400点)、常盤薄井家文書 (約400点、約300点)、小野神社文書 (343点、343点)、鶴間井上家文書 (約1200点、0点)、大蔵須崎家文書 (231点、663点)、上小山田臼井家文書 (0点、92点)、浪江虔関係文書 (2100点、0点) 下村栄安旧蔵資料 (71点、71点)	承認
2016	<ul style="list-style-type: none"> 封入作業、データ入力作業 (約 4344 点、約 2687 点) 〔内訳〕 小野路細野家文書 (約1000点、約1000点)、野津田河井家文書 (166点、290点) 小川細野家文書 (約80点、0点)、天野家文書 (約100点、約100点)、常盤薄井家文書 (469点、約1000点)、能ヶ谷神蔵家 (27点、27点)、鶴間井上家文書 (約300点、0点)、野津田村野家文書〔補遺〕 (270点、270点)、上小山田共有文書 (90点、0点)、浪江虔関係文書 (1700点、0点) つくし野山下家文書 (102点、0点)、下小山田若林家文書 (約40点、0点)	承認
2017	<ul style="list-style-type: none"> 封入作業、データ入力作業 (約 5000 点、約 2300 点) 〔内訳〕 小野路細野家文書 (約700点、0点)、野津田河井家文書 (0点、900点) 小川細野家文書 (約100点、0点)、浪江虔関係文書 (約1700点、0点) 天野家文書 (約200点、200点)、鶴間井上家文書 (65点、約600点)、小山守屋家文書 (約1200点、0点)、常盤薄井家文書 (0点、約400点)、つくし野山下家文書 (約300点、0点)、南成瀬木目田家文書 (46点、46点)、下小山田若林家文書 (約600点、0点)、ほか	承認
2018	以下の作業量を予定している <ul style="list-style-type: none"> 封入・記入作業、データ入力作業 (約5640点、約4940点) 〔内訳〕	

	小野路細野家文書（約1000点、0点）、野津田河井家文書（0点、900点）、小川細野家文書（約240点、1000点）、浪江虔関係文書（約2400点、2000点）、鶴間井上家文書（0点、約2300点）、小山守屋家文書（約1200点、0点）、常盤薄井家文書（0点、約40点）、つくし野山下家文書（約200点、0点）、下小山田若林家文書（約600点、0点）、野津田河井家文書（0点、1000点）ほか	
まとめ	史料整理は封入・記入作業、データ入力作業の2段階に分かれるが、のべ7,000～10,000点程度の作業を毎年行ってきた。2018年度も同程度の作業を予定している。	

(15) 歴史資料探索・所在調査事業

年度	事業実績	評価
2013	・小野路町内会所蔵「小野路区有文書」（598点） ・小野神社所蔵文書（約250点）	承認
2014	・小野路小野神社文書追加（約500点） ・小山田若林家文書（約1000点） ・小山田若林家文書（約150点） ・野津田町・原町田分土地台帳（約200点）	承認
2015	・相原平井家文書（約500点） ・下村栄安旧蔵資料（71点） ・能ヶ谷神蔵家文書（約100点）	承認
2016	・能ヶ谷神蔵家〔水利組合関係〕（27点） ・野津田村野家〔補遺〕（274点） ・玉川学園佐藤氏〔写真データ〕一式	承認
2017	・野津田河井家〔再整理〕（約3500点） ・高ヶ坂谷川家（約100点） ・原町田曾我家（6点） ・玉川学園佐藤氏撮影写真ネガほか（215点）	承認
2018	必要に応じ、随時対応	
まとめ	特別展の準備過程での発見、所蔵者よりの連絡による発見などにより、新たな史料を収集してきた。2018年度も史料整理作業の進捗状況、収蔵スペースを考慮しつつ探索・所在調査を継続する予定である。	

(16) 市民協働による史料活用事業

年度	事業実績	評価
2013	・『小嶋隆蔵「御進発御供日記」』二の刊行 ・「市民の歴史研究事始め - 自由民権カレッジ一期生の成果 -」開催	承認
2014	・『小嶋隆蔵「御進発御供日記」』三の刊行に向けた解読作業 ・「晴雨日記」（函師佐藤家文書）の刊行に向けた解読作業 ・『武相の女性・民権・キリスト教』刊行に向けた研究会開催	承認

2015	<ul style="list-style-type: none"> ・『小嶋隆蔵「御進発御供日記」』三の刊行に向けた解読作業 ・「晴雨日記」（凶師佐藤家文書）の刊行に向けた解読作業 	承認
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・『小嶋隆蔵「御進発御供日記」』三の刊行に向けた解読作業 ・「晴雨日記」（凶師佐藤家文書）の刊行に向けた解読作業 ・『武相の女性・民権とキリスト教』刊行 	承認
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・『小嶋隆蔵「御進発御供日記」』三の刊行に向けた解読作業 ・「晴雨日記」（凶師佐藤家文書）の刊行に向けた解読作業 ・「鶴川村青年団野津田支部凌霜会関係史料」（館蔵）の解読作業 ・「天野政立文書」（国会図書館憲政資料室蔵）の解読作業 ・野津田河井家文書の整理、調査・研究 	承認
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・『小嶋隆蔵「御進発御供日記」』三の刊行に向けた解読作業・刊行 ・「晴雨日記」（凶師佐藤家文書）の刊行に向けた解読作業 ・「鶴川村青年団野津田支部凌霜会関係史料」（館蔵）の解読作業 ・「天野政立文書」（国会図書館憲政資料室蔵）の解読作業 ・野津田河井家文書の整理、調査・研究 ・「村野日誌」の解読、調査・研究 	
まとめ	<p>「御進発御供日記」を小山まほろば会、「晴雨日記」を華耀会、「凌霜会関係史料」を蚯蚓の会（まちだ自由民権カレッジ同窓会分科会）、「天野政立文書」を天野政立研究会（まちだ自由民権カレッジ同窓会分科会）、「河井家文書」を研究者有志、「村野日誌」を村野日誌研究会（法政大学）の協力を得て解読等の作業を進めてきた。「御進発御供日記」は2018年度刊行予定、他の史料は2018年度も継続の予定である。</p>	

自由民権資料館 2018 年度第 1 回特別展
明治 150 年・「五日市憲法草案」発見 50 年記念
「五日市憲法草案」と多摩の自由民権」展の開催について

1 開催趣旨

今年「五日市憲法草案」発見 50 年にあたります。当時行われた明治百年記念事業は明治国家建設の偉業を讃えることに重きが置かれていましたが、発見された「五日市憲法草案」は、「草の根」運動として注目され、当時の明治百年の風潮に一石を投じる役割を果たしました。明治期前半は、多くの人々が国や社会のあり方を模索しながら主体的に行動した時期でもあり、「五日市憲法草案」はその象徴的な存在といえます。本展では、「五日市憲法草案」と起草者千葉卓三郎、千葉と交流のあった多摩の自由民権運動をご紹介します。

2 開催期間：7月21日（土）～9月2日（日）

3 休館日：月曜日（月曜日が祝休日の場合、翌日に振替）

4 会場：町田市立自由民権資料館企画展示室

5 関連事業

【講演会】

①講師：新井勝紘 氏（元専修大学教授）

演題：「五日市憲法草案」発見とその意義（仮）

日時：2018年7月28日（土） 14:00～16:00

②講師：松崎稔（担当学芸員）

演題：「五日市憲法草案起草者千葉卓三郎と多摩の民権家
～思想的交流を考える～」（仮）

日時：2018年8月4日（土） 14:00～16:00

③講師：松崎稔（担当学芸員）

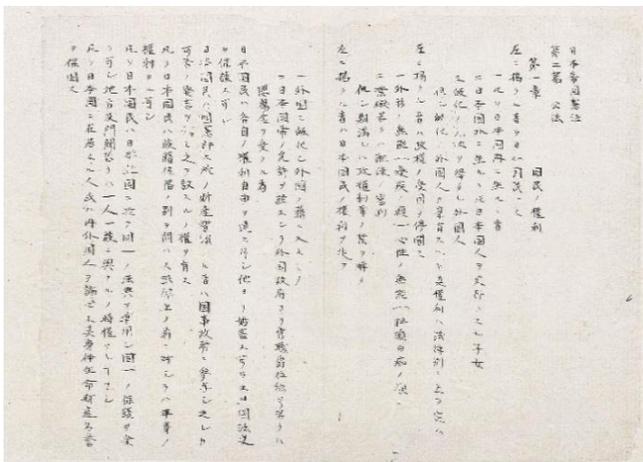
演題：「五日市憲法草案」を読む（仮）

日時：2018年8月25日（土） 14:00～16:00

【ギャラリートーク】

講師：松崎稔（自由民権資料館学芸担当）

日時：会期中の日曜日（8月12日・19日を除く）13:30～（1時間程度）



「日本帝国憲法」(五日市憲法草案)第二篇公法 第一章国民ノ権利



千葉卓三郎



深沢家土蔵



「自由」の盃

「平和祈念事業」の開催について

1 趣 旨

生涯学習センターでは、毎年8月に「夏の平和イベント」と称して、平和祈念事業を実施しています。当時を語れる方々は高齢となり、継承が年々難しくなっています。日本が経験してきた太平洋戦争の記憶を振り返り、平和について考える機会とするため、生涯学習センターで開催します。

今回の夏の平和イベントでは、子どもも入れるコンサートや将棋講座など、親子も来館しやすいよう、プログラムを工夫しています。

2 主 催

生涯学習センター（一部のイベントで共催あり）

3 日 時

2018年8月3日（金）～8月9日（木）9時00分～17時

※一部の展示は8時30分～22時

<プレイベント①> 7月22日（日）14時～16時30分

<プレイベント②> 7月29日（日）14時～15時

4 会 場

町田市生涯学習センター 6・7階

5 内 容

<プレイベント①>

講演・座談会「若者と未来の平和を考える」（7階ホール）

- ・若手フォトジャーナリストである安田菜津紀さんの講演「世界、東北から考える『平和』」
- ・講師と都立小川高等学校の生徒との座談会



<プレイベント②>

ハンドベルコンサート「祈りの音色にのせて」（7階ホール）

- ・ハンドベル・アンダンテによるコンサート

※小さなお子さんも入場できます。



<期間中、毎日開催>

戦時資料展示、折り鶴作成	戦時中使っていた道具や写真を展示。長崎へ送るため、平和の祈りを込め、折り鶴を作成。	6階視聴覚室
クイズラリー	館内のクイズを解いて、プレゼントをもらえる。	館内
缶バッジ、昔遊び	自分で描いた絵で缶バッジを作成。けん玉やお手玉などで遊ぶコーナー。	6階学習室3・4
絵手紙、「1枚のハガキ」、佐々木禎子さんのパネル、峠三吉の詩展示	市内の子どもたちが描いた平和の絵手紙、市民の方からの戦時中の体験の「1枚のハガキ」、「原爆の子の像」のモデルになった佐々木禎子さんのパネルや原爆の詩の展示。	6階廊下、7階ミニギャラリー

<期間中のイベント>

平和の ^{ともしび} 灯～ランプシェードを作ろう！～	8月3日（金）、4日（土）いずれも14時～16時 和紙や障子紙でオリジナルのランプシェードを作る。	6階調理実習室
親子でクッキング	8月4日（土）10時～12時 食糧難の時代の絵本を読んだり、イモなどを使った調理体験。	6階調理実習室
ドキュメンタリー映画「かけはし」上映会	①8月4日（土）10時30分～12時 ② 同日 13時～16時30分 新大久保駅の乗客転落事故で救助に当たり、帰らぬ人となった日本人・韓国人3人を描いた映画。 ②では平和の歌声喫茶イベントも行う。	①6階学習室1・2 ②7階ホール
プロ棋士から学ぼう！はじめての将棋講座	8月5日（日）10時～12時 小中学生対象のプロ棋士から学ぶ初心者向けの講座、経験者用の対局コーナー。	7階ホール
アニメ上映と平和のおはなしや紙芝居	8月6日（月）、7日（火）10時30分～12時、13時～15時 アニメ上映後に平和のおはなし・紙芝居を上演。	6階学習室1・2
自由研究出張授業「いのちの持ち物けんさワークショップ」（難民について学ぶ）	8月8日（水）10時～12時 小学校5年生～中学生の親子対象のワークショップ。難民問題を知り、自分の生活を改めて考える夏休みの自由研究の題材にお薦め。	6階学習室1・2
8月9日ナガサキで市内に暮らす被爆体験者のお話	① 8月9日（木）10時30分～11時30分 ② 同日 14時～16時 ①小学生以下の子ども向け、②大人向け	6階学習室1・2

6 周知

- ・広報まちだ 7月1日号（プレイベント）、15日号
- ・「子どもフェア」
- ・ホームページ
- ・ポスター・チラシ（町内会掲示板、市民センター・図書館等公共施設）
- ・マスコミ（ミニコミ誌等）

7 その他（昨年度の様子）

期間：2017年7月15日、7月31日～8月6日 [延べ参加者人数] 1,463人



「若者と未来の平和を考える」講師と大学生の座談会



広島に送るための折り鶴コーナーに参加した親子



「8月6日ヒロシマで」市内在住の被爆者による体験談

「童謡誕生 100 年 童謡とわらべ唄 －北原白秋から藪田義雄へ」展の実施報告について

- 1 開催期間：2018年4月21日（土）～6月17日（日）
- 2 観覧者数：3,270人／49日間（2017年度春：6,266人／55日間）
- 3 開催報告

「赤い鳥」創刊による童謡誕生 100 年を記念して、「童謡」とその原初である「わらべ唄」に焦点をあて、日本語のもつ調べの美しさを再認識し、日本語への関心を喚起する展覧会を開催した。

主な内容としては、「赤い鳥」を舞台に数々の童謡を発表し、その芸術性を高め、近代童謡を確立した北原白秋の作品と、白秋の弟子であり、わらべ唄研究をライフワークとした町田ゆかりの詩人・藪田義雄の業績を展覧。展示室内では、童謡の言葉や調べを知ってもらうために、町田で長く活動している「まちだ童謡の会」と、その指導者でソプラノ歌手の國井道子氏にご協力いただき、館内で童謡を流した。

また、わらべ唄の音源作成については文学館を中心に活動をしている「桃の木工房」の協力を得た。市外からの来館者が 66% と多く、時宜を得た展覧会であったため広く関心を集めることができたと思われる。

(1) 資料

<特別協力>小田原市立図書館

北原白秋や藪田義雄の自筆原稿、関連書籍

<協力>神奈川近代文学館

白秋の鈴木三重吉宛書簡など「赤い鳥」関連資料

上記のほかに岩波書店、金の星社、ちひろ美術館、東京都立多摩図書館、日本近代文学館、明治大学図書館などからも協力を得て、絵画、自筆原稿、書籍などを借用し、約 250 点を展示した。

(2) 関連事業

◆童謡コンサート【参加者：139 人】

◆講演会

①高橋睦郎（詩人）

「白秋と童心」【参加者：81 人】

②周東美材（大東文化大学社会学部講師）

「童謡の 100 年－メディアの変容と子ども文化」【参加者：56 人】

◆文学散歩

「北原白秋と藪田義雄ゆかりの小田原を歩く」【参加者：20 人】

◆わらべ唄あそびの会（全 4 回）【参加者：34 人】

◆展示解説（全 11 回／定例 3 回・臨時 8 回）【参加者：168 人】

(3) 広報等

◆チラシ配布

高齢者施設や、児童関係施設、図書館にチラシを重点的に配布

◆メディア等での紹介

- ・童謡 100 年プロジェクトのフェイスブック
- ・朝日新聞神奈川版
- ・読売新聞多摩版
- ・東京新聞
- ・ショッパー、タウンニュース等

特に朝日新聞神奈川版は、「童謡 100 年と白秋」という連載の特集記事でとりあげられたことにより反響が大きく、アンケートによると、16%が展覧会を知った情報源として朝日新聞をあげていた。

(4) 来館者アンケート

来館者の年代は 70 代が約 25%で最も多く、60 代、50 代と続くが、20 代以下も約 10%となった。

<来館者の声>

- ・館内に童謡が流れているのがよかった (10 代・女)
- ・白秋の名前だけは知っていたが幼稚園や小学校で習った歌の作者だったことがわかり驚いた (20 代・女)
- ・白秋と童謡の関係、わらべうたと唱歌とのちがい、歴史的な背景など勉強になった (40 代・男)
- ・大好きな祖母と歌ったり読んだりしながら見ることができて幸せだった (50 代・女)
- ・懐かしかった (70 代・男)

(5) 課題

展示内容や関連イベントについての来館者の評価は高かったが、来館者は前年比の 52%にとどまった。子育て世代にも童謡やわらべ唄を楽しんでいただきたい企画展であったが、子育て世代の来館が少なかったため、今後は、テーマに合致する広報を検討・研究していきたい。



展示室の様子

学校施設のブロック塀・万年塀の緊急点検の結果について

大阪北部地震を受けて町田市では建築技術職員及びその他技術系職員によるブロック塀の緊急点検を実施し、市内 62 校の小中学校のうち、29 校 95 箇所にブロック塀及び 1 校 1 箇所に万年塀があることが確認できました。このうち、建築基準法施行令に適合しないブロック塀は、25 校 56 箇所、破損、風化の著しいブロック塀・万年塀は、3 校 4 箇所でした。

緊急点検により判明した建築基準法施行令に適合しないブロック塀や劣化しているブロック塀・万年塀については、撤去してまいります。

1 点検内容

- (1) 点検対象 町田市立小中学校 62 校
- (2) 点検期間 2018 年 6 月 19 日(火)～6 月 27 日(水)
- (3) 点検方法 学校現場で目視による調査
- (4) 点検実施者 町田市の建築技術職員及びその他技術系職員
- (5) 点検の視点

ア 建築基準法施行令第 61 条又は 62 条の 8 の規定に適合していないブロック塀の確認

- ・高さ 2.2m 以下であること（地表面からの高さを計測）
- ・壁の厚さは、15 cm 以上であること
- ・長さ 3.4m 以下ごとに控壁を設けること（高さ 1.2m 以下は除く）

イ 破損、風化の著しいブロック塀・万年塀の確認

2 点検結果

- (1) 建築基準法施行令の規定に適合していないブロック塀がある学校

ア 敷地内にあるブロック塀の控壁がない学校 (23 校)

町田第二小学校、町田第三小学校、町田第四小学校、町田第五小学校、町田第六小学校、南大谷小学校、藤の台小学校、本町田東小学校、南第四小学校、つくし野小学校、小川小学校、鶴川第二小学校、鶴川第三小学校、鶴川第四小学校、忠生小学校、小山田小学校、忠生第三小学校、相原小学校、町田第二中学校、町田第三中学校、南大谷中学校、鶴川第二中学校、薬師中学校

イ 敷地内にあるブロック塀の控壁の長さ又は高さが不足している学校
(2校)

町田第四小学校、南第三小学校

ウ 敷地内にあるブロック塀の控壁の間隔が適合していない学校 (1校)
南第一小学校

(2) 破損、風化の著しいブロック塀がある学校

ア 敷地内にあるブロック塀の一部が破損している学校 (3校)

町田第六小学校、町田第二中学校、鶴川第二中学校

イ 敷地内にある万年塀の一部が破損している学校 (1校)

町田第二中学校

3 今後の対応

児童・生徒の安全確保の観点から、現在の建築基準法施行令の規定に適合していないブロック塀と破損、風化の著しいブロック塀・万年塀については、一時対応として人が近づかないように安全対策等をするとともに、計画的に撤去いたします。